

新型コロナウイルス感染症に係る 固定資産税の軽減措置（令和3年度のみ）

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等の税負担を軽減するため、保有する事業用家屋及び償却資産の固定資産税を、事業収入の減少幅に応じ、令和3年度課税分に限り軽減します。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等

中小事業者等とは

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 - 資本又は出資を有しない法人で常時使用する従業員数が1000人以下の法人
 - 常時使用する従業員数が1000人以下の個人
- を言います。

ただし、大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。

1. 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
2. 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

軽減対象

- 事業用家屋に係る固定資産税
- 償却資産に係る固定資産税
- ※ 事業用であっても土地は対象となりません。

軽減内容

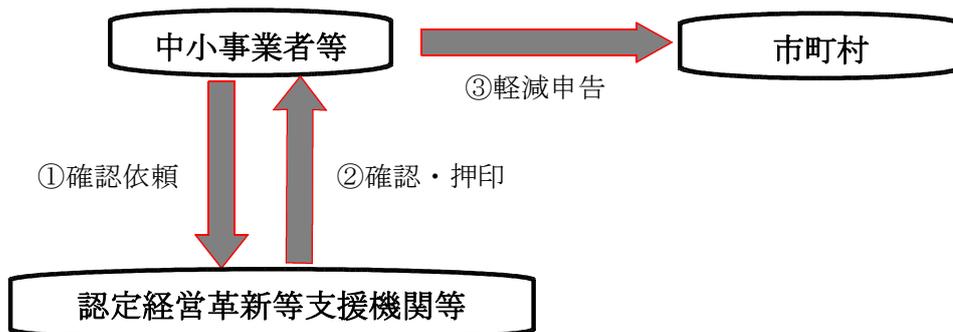
令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の、前年同期と比べた減少率に応じて次のとおりとなります。

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
30%以上 50%未満減少	2分の1
50%以上減少	全額

申告方法

税理士や会計士、商工会議所、金融機関といった全国に存在する認定経営革新等支援機関等※に、「中小事業者等であること」、「事業収入の減少」、「特例対象家屋の居住用・事業用割合」について確認を受け、同機関等の確認印の押印された申告書及び同機関に提出した書類一式を、軽減対象となる資産の固定資産税を納付する市町村に提出し、申告してください。

<手続きの流れ>



※「認定経営革新等支援機関等」とは、税務、財務等専門知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、金融機関、商工会など）をいいます。役場窓口にて県内における同機関等のリストを用意してありますので、ご参考にして下さい。

提出書類

提出書類は下記のとおりです。申告書の添付書類（下表の2～4）の詳細については、認定経営革新等支援機関等にご確認ください。

	書類等	内容等
1	軽減申告書	各市町村の定める本制度の申告書。本村分については、窓口にて用意してあります。また、本村ホームページよりダウンロードもできます。 なお、市町村に提出する際は、認定経営革新等支援機関等の確認印が必要です。
2	収入減を証する書類	会計帳簿や青色申告決算書等
3	特例対象家屋の事業用割合を示す書類	青色申告決算書、収支内訳書等 (事業用家屋の固定資産税の軽減を受けようとするかたのみ)
4	場合によって、提出が必要となる書類	収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類

申告期間

令和3年1月4日(月)～同年2月1日(月)